

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を達成するとともに、株主の皆様をはじめ様々なステークホルダーの利益を尊重し、企業価値の更なる向上を実現するため、経営上の組織や仕組みを改善し、コーポレート・ガバナンスを強化していくことを最も重要な経営課題と位置づけております。

当社は、今後も経営上の組織や仕組みを改善し、取締役制度、監査役制度の機能を強化することによって、より充実したコーポレート・ガバナンスの実現に努めるとともに、常に株主及び投資家の皆様の視点に立った迅速で正確かつ公平な会社情報の開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-2】

当社では、株主の皆様が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、十分な監査時間を確保したうえで招集通知作成作業を速やかに進めることで、法定期限よりも早い発送を行っております。また、招集通知の内容につきましては、今後、株主総会の招集に係る取締役会決議後、招集通知を発送する前に当社及び証券取引所のウェブサイトにおいて開示いたします。

【補充原則1-2-4】

当社では議決権電子行使及び招集通知の英訳につきましては実施しておりませんが、これは、当社の株主構成における機関投資家比率、海外投資家比率が、いずれも現状は低比率にとどまり、それらの必要性はまだ高くないと考えるからです。それぞれ相応程度の比率を上回るに至った時には、それらの導入を検討してまいります。

【原則1-4】

当社は、年に一度、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、当該保有株式についての保有のねらいや合理性の判断に反映させることといたします。

本件につきましては、取締役会の年間計画の中に組み入れて定期的に実施することとしております。

【原則3-1(v)】

当社は、株主総会参考書類に社外取締役及び社外監査役の各候補者の指名理由を記載しております。また、その他の取締役及び監査役の候補者につきましては、株主総会参考書類に各候補者の略歴等を記載しておりますが、2016年開催の定時株主総会より各候補者の指名理由につきましても記載いたします。

【補充原則4-2-1】

当社では、取締役(社外取締役を除く)の報酬のうち賞与部分につきましては、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して株主総会にお諮りすることで決定しております。当社業績及び株式価値との連動性を明確にすることで、業績向上と企業価値向上への動機付けが図れているものと考えておりますが、中長期的な業績向上と連動する自社株を活用した報酬制度の導入の是非につきましては、今後検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社では独立社外取締役を2名選任しているものの、取締役会の過半数には達していませんが、経営陣幹部や取締役の指名、報酬等、特に重要な事項に関する検討にあたりましては、独立社外取締役から適切な助言を得ており、今後より有効な関与、助言が得られる仕組みの構築に努めてまいります。

【原則5-2】

現在、当社では「資本政策の基本的な方針」については公表していませんが、収益力、資本効率等に関する目標を提示し、それらを実現するため綿密に検討を進めまして、遅くとも2017年3月に策定する次期中期経営計画の中で公表することとしたいと存じます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は、取引先や事業提携先との取引関係の構築、維持、拡大を図り、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するのに必要と判断した場合には、政策保有を目的に株式を取得しその後も継続して保有いたします。

政策保有株式の議決権は、原則として全ての議案に対してこれを行使いたします。なお、議案が株主利益を軽視したのではなく、中長期的な企業価値向上を見据えたものである限りにおいては、基本的に当該株式の発行会社が提案する議案を尊重して議決権を行使いたします。

【原則1-7】

当社は、取締役との間における取引(利益相反取引)は取締役会の承認を得て行うものとしており、取引の当事者である取締役は取引後の重要な事実を取締役会へ報告するよう取締役会規則で規定しております。また、取締役会で制定した執行役員規則では、執行役員が会社の承認を得ずに利益相反取引を行うことを禁止しております。

当社は、役員(取締役または執行役員)が関係している利益相反取引を監視するため、毎年定期的に各役員に次の事項を確認し、取引実績がある場合は法令等に基づき開示いたします。

(1) 役員またはその二親等内の親族と当社との間の取引の有無

(2) 役員またはその二親等内の親族が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社との間の取引の有無

【原則3-1】

(i) 当社は、企業理念及び中期経営計画を策定して、当社ホームページで開示しております。また、当社では取締役会決議により企業行動憲章を

定めており、同じく当社ホームページで開示しています。
(経営理念・企業行動憲章)
<http://www.asahikogyosha.co.jp/company/idea.html>
(中期経営計画)
http://www.asahikogyosha.co.jp/cms/whats/20140320_170217ez4t.pdf

(ii) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は、本報告書の1-1. 基本的な考え方をご参照ください。

(iii) 取締役及び執行役員の報酬につきましては、業績及び企業価値の向上に有効に機能することを念頭に決定しております。
当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び短期業績に連動した役員賞与で構成されており、取締役個別の基本報酬額は、株主総会において決議いただいた年間の支払限度額の範囲内で、取締役会から委任を受けた代表取締役が、各取締役の役位及び職責等を考慮して決定しております。また、取締役個別の役員賞与支給額は、支払いの都度株主総会において支払限度額を決議いただき、その限度額の範囲内で、取締役会から委任を受けた代表取締役が、各取締役の役位、職責、業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。
執行役員の報酬及び賞与につきましても、取締役に準じた扱いとし、従業員給与とのバランスも勘案して決定しております。

(iv) 取締役及び監査役候補者の指名並びに執行役員の任命につきましては、取締役会において、能力、資質、リーダーシップ、これまでの業務実績等を総合的に勘案して決定しております。また、社外取締役及び社外監査役の候補者におきましては、人格、識見、経歴等を総合的に勘案するとともに、当社の業務に実質的に携わることが可能かどうかを確認するほか、東京証券取引所が定める独立性要件を踏まえ、客観的な立場で当社の経営を監督、監査できる者を指名しております。
取締役につきましては、社内の様々な経歴の者や社外者により構成することで取締役会の多様性を実現するとともに、当社の業態や営業規模に照らし必要かつ合理的といえる規模となるよう、また、監査役につきましては、少なくとも1名が財務と会計に関する相当程度の知見を有する者となるよう留意しております。

【補充原則4-1-1】

当社では、当社の規模と業態に鑑み、執行に関わる個別の事項も幅広く取締役会に諮り、担当取締役以外にも業務に精通したメンバーも加えて議論することが合理的かつ望ましいと考えております。もっとも、それら個別の執行事項は、事前に経営会議におけるスクリーニングを経て取締役会に上程されておりますので、取締役会での審議は監督的要素の強いものとなっているといえ、こうした形をとることで「監督と執行の分離」を意識した運用としております。
なお、法律上取締役に委任できないものとされており「重要な業務執行の決定」につきましては、取締役会において十分な議論を重ねて判断、決定を行っております。

【原則4-9】

当社は、会社法が定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を充たし、かつ豊富な経験及び高い見識に基づき当社の経営に対して監督、助言できる方を独立社外取締役候補者として指名しております。
現任の独立社外取締役は、社外性要件、独立性基準を満たすだけでなく、本コードの原則4-7の期待される役割、責務を果たしております。

【補充原則4-11-1】

原則3-1(iv)の項をご参照ください。

【補充原則4-11-2】

現任の取締役及び監査役の他の上場会社等における役員の兼任状況につきましては、第86回定時株主総会招集ご通知10頁、11頁、45頁～55頁をご参照ください。

http://www.asahikogyosha.co.jp/cms/whats/20150609_152038Y2Gq.pdf

【補充原則4-11-3】

当社取締役会では、取締役会全体の実効性についての分析、評価を行っておりますが、今年度を対象とするものから、取締役による自己評価アンケートを実施することとし、その評価結果を基に当該分析、評価を行ってまいります。その結果概要につきましては、当社ウェブサイト上において開示いたします。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役、監査役及び執行役員が自らに求められている役割や責任を認識し、当社の企業価値向上に向けて業務に専念するのに必要な知識の習得及び更新の機会を提供することをトレーニングの基本としています。
新任者が就任する際には、新任役員向けの社外セミナーを受講させ、その後も適宜会社の費用で社外セミナー等へ参加するよう積極的にトレーニングの機会を提供しております。また、コンプライアンスやリスク管理等に関連する社内講習会を定期的に開催しています。
なお、これらの対応が適切にとられているか否かにつきましては、補充原則4-11-3に基づき実施する取締役による自己評価アンケートの中で確認してまいります。

【原則5-1】

当社は、株主の皆様との建設的な対話を図るため、総務、法務、財務を統括する取締役を担当役員に指定しております。また、これらの部門と経営企画部門が連携して、適時適切な情報の開示に努めております。

当社は、ホームページをメインの情報発信ツールとして活用し、適時開示以外の情報も積極的に発信するとともに、株主や投資家の皆様との個別面談にも合理的な範囲で対応することで株主の皆様との対話を進めております。

当社は、現段階では決算説明会や投資家の皆様向けの説明会を開催しておりませんが、株主構成の動向等を見据えて開催の適否を検討してまいります。

株主の皆様から得られたご意見等につきましては、都度速やかに本社内の関連部門長及び担当取締役に還元し、取りまとめましたうえで定期的に取締役会においてその対応について検討等を行っております。

当社は、インサイダー情報の漏洩防止に細心の注意を払い、株主の皆様との対話に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
朝日工業社共栄会	2,395,357	7.04
朝日工業社西日本共栄会	2,280,705	6.70

朝日工業社従業員持株会	1,607,822	4.72
株式会社みずほ銀行	1,585,100	4.66
農林中央金庫	1,440,000	4.23
日本生命保険相互会社	1,254,195	3.68
高須康有	1,019,000	2.99
C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	500,000	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	472,000	1.38
小野薬品工業株式会社	450,000	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

上記の大株主の状況は、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 幸彦	その他											
渡邊 啓司	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 幸彦	○	——	井上幸彦氏は、人格、識見ともに優れ、警視総監等の要職を歴任された経験を活かし、当社から独立した立場から当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を積極的に行っております。また、証券取引所が規定している独立性の基準に抵触せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
渡邊 啓司	○	——	渡邊啓司氏は、人格、識見ともに優れ、公認会計士として培われた知識と経験を活かし、当社から独立した立場から当社取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を積極的に行っております。また、証券取引所が規定している独立性の基準に抵触せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、定期的に会計監査人から監査の方法及び実施状況並びに監査意見形成過程の報告等を受けるとともに、適宜、情報及び意見の交換を行い、緊密な連携を図っており、必要に応じて会計監査人が実施する監査にも立ち会っております。また、監査役は、内部監査部門である内部監査室からも監査の実施状況及び結果の報告を受けるとともに、適宜、情報及び意見の交換を行い、緊密な連携を図っております。

会計監査人と内部監査室の間においても、監査及び内部統制評価について、適宜、情報及び意見交換が行われ、緊密な連携が図られております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田邊 徹也	他の会社の出身者										△			
牛島 信	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 徹也	○	田邊徹也氏は、当社の大株主かつ借入先である農林中央金庫の出身者であります。農林中央金庫は当社株式の4.23%(平成27年3月末現在)を保有しております。また、当社は農林中央金庫から900百万円の借入を行っております。	田邊徹也氏は、人格、識見ともに優れ、農林中央金庫の要職を歴任された経験等に基づき、当社取締役会等において当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っていただくことを期待し、また、証券取引所が規定している独立性の基準にも抵触せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
		牛島信氏は、当社が法律顧問契約を締結している牛島総合法律事務所のシニア・パートナーであります。	牛島信氏は、人格、識見ともに優れ、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、当社取締役会等において当社の経営の健全性に資

牛島 信	○	当社が牛島総合法律事務所に支払う報酬の額は、同事務所の業務規模及び当社の事業規模のいずれに照らしても少額です。	する提言等を積極的に行っております。また、証券取引所が規定している独立性の基準に抵触せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
------	---	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬に加え、短期業績連動報酬である役員賞与及び役員退職慰労金で構成されております。現在のところ、役員賞与以外に取締役へのインセンティブ付与を実施する予定はありませんが、今後の課題として検討を進めてまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、役員を社外取締役以外の取締役、社外監査役以外の監査役及び社外役員に区分し、それぞれの対象員数及び報酬等の総額を開示しております。

なお、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで状況は以下の通りであります。

・取締役(社外取締役を除く) 13名 179百万円
・監査役(社外監査役を除く) 1名 15百万円
・社外役員 5名 39百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社長室が事務局として社外役員への情報伝達及び取締役会資料の配付等を行っております。また、重要事項については本社各本部の責任者が当該事項に関する説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は平成18年6月より執行役員制度を導入し、経営効率の向上と意思決定の迅速化、意思決定・監督機能と業務執行機能の分担の明確化を図っております。

(1)取締役会について

取締役会は、社外取締役2名を含む12名の取締役で構成され、定時取締役会を2ヶ月に1回以上開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、重要事項の決議及び取締役・執行役員の業務執行状況の監督を行っております。また、常勤の取締役により構成される経営会議を毎月1回以上開催し、取締役会付議事項その他の重要事項について審議しております。

(2)執行役員制度について

当社は、経営効率の向上と意思決定の迅速化及び意思決定・監督機能と業務執行機能の分担の明確化を目的として執行役員制度を導入しており、執行役員会議を3ヶ月に1回開催しております。執行役員会議は取締役を兼務する執行役員10名を含む24名の執行役員で構成しており、社長執行役員及び本社各本部執行役員等からの方針等の伝達と各執行役員からの業務執行状況の報告等を行っております。

(3)監査役会について

監査役会は社外監査役2名を含む3名の体制としております。監査役会は年5回以上開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。監査役は法令及び監査役会が定めた監査の方針、監査計画に基づき、業務及び財産の状況を調査し、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び取締役等の業務執行状況を確認するとともに、必要に応じて意見表明を行っております。

(4)内部監査部門について

業務執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設置しております。内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携し、監査室の監査計画に基づく業務監査、会計監査及び内部統制の評価を実施し、公正かつ客観的な立場から、経営に対し評価・助言を行い、各部門の業務の改善を推進しております。

(5)会計監査について

会計監査人である九段監査法人より、独立の立場から監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士は、浅井万富、光成卓郎、石倉郁男の各氏であります。なお、継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役は、当社から独立した立場で取締役会の意思決定に関与し、取締役・執行役員 の業務執行状況を監視・監督しており、また社外監査役は、各々の持つ豊富な業務経験、経営経験及び幅広い見識等に基づき、独立した視点で取締役会の意思決定及び取締役等の業務執行状況を監査しております。

監査役、会計監査人、内部監査室の連携も含め、当社のコーポレート・ガバナンスの体制は、経営への監督機能を十分に備えたものであり、現在の監査役設置会社の形態は適当なものであると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期発送に努めてまいります。
その他	当社は、自社ウェブサイトにて株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会資料、事業報告書、その他開示資料を掲載しております。 http://www.asahikogyosha.co.jp/investment	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務本部長を担当役員、本社総務部長及び財務部長を連絡責任者とし、アナリスト及び投資家等からの問い合わせ及び取材等に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	すべてのステークホルダーから、評価・信頼・共感を得る企業であり続けるため、役員及び従業員が業務を遂行するにあたっての行動規範として「企業行動憲章」を定めております。 また、「倫理・コンプライアンス規程」を制定し、法令等の遵守はもとより、企業倫理を十分に理解し、良識と責任をもって行動することを社員に義務づけ、コンプライアンス経営の推進を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全につきましては、当社の事業それ自体が、地球や社会が必要とする環境を創造するものであることから、地球環境への負荷を低減するため、事業活動を進める中で、省エネルギー・省資源設計の提案、グリーン調達推進、産業廃棄物の排出量削減等に取り組んでおります。 また、当社におけるCSR活動をまとめた「朝日工業社CSRレポート」を毎年作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	当社は、仕事と育児の両立を支援する制度を整備するとともに、当該制度の活用を推奨することと、女性の活躍の促進を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備について

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について次のとおり決定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために企業行動憲章及び倫理・コンプライアンス規程を策定し、全役職員に周知徹底させる。
 - (2) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス経営の実践を監督、支援するとともに、問題の発生を認識した場合は速やかに是正措置を講ずる。
 - (3) 法務コンプライアンス部は、社内関係部門及び社外弁護士と連携し、コンプライアンスに関わる制度、規程及び体制の整備を図るほか、業務に関わるコンプライアンスの相談窓口となる。また、役職員に対するコンプライアンス教育を継続的に実施する。
 - (4) 当社の業務執行ラインから独立した内部監査室は、法令遵守状況を監査し、その結果を社長に適時報告する。また、社長は、内部監査室による監査の結果を、取締役会及び監査役会に適宜報告する。
 - (5) 法令違反等に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めた内部通報者規程に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - (6) コンプライアンス違反を行った役職員に対しては、社内規程に基づき、厳正な処分を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理規程を策定し、これに従い、取締役の行った職務執行または意思決定に関する文書（電磁的記録を含む。以下総称して「文書等」という。）を作成し、保存及び管理をする。
 - (2) 取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社のリスク管理に関する必要事項を定めたリスク管理規程を策定し、リスクの防止及び会社の損失の最小化を図るとともに、関連する諸規程によってリスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - (2) 各部門においてリスクの洗い出しを行うとともに、必要なリスク管理を実施する。また、当該部門の担当役員は、実施したリスク管理の結果を取締役に報告する。
 - (3) 内部監査室は各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を社長に適時報告する。また、社長は、内部監査室による監査の結果を、取締役会及び監査役会に適宜報告する。
 - (4) 取締役会は定期的にリスク管理体制の見直しを行う。
 - (5) 当社の経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の連絡経路及び対処方法等に関する規程を策定し、その情報が迅速かつ的確に伝達される体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 3ヶ年を期間とする中期経営計画と単年度単位の事業計画を策定し、計画的な経営を推進する。
 - (2) 業務運営の円滑化を図るとともに、経営の効率化を実現するため取締役会規則及び職務権限規程等を機動的に見直す。
 - (3) 取締役会の構成を見直して意思決定の迅速化を図る。
5. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力、組織又は団体（以下「反社会的勢力」という。）とは関係を一切遮断し、それらの活動を助長する行為及び運営に資する利益の供与は行わない。
 - (2) 反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループ内で共通の企業行動憲章を定め、当社グループの全役職員が一体となって遵法精神を徹底する体制を整える。
 - (2) 当社のコンプライアンス委員会及び法務コンプライアンス部は、グループ横断的に職務を遂行する。
 - (3) 当社の内部通報者規程をグループ企業に準用し、当社グループの全役職員を対象とした内部通報体制を整備する。
 - (4) 当社の内部監査室は、グループ企業に対する内部監査を実施する。
 - (5) 当社の監査役は、グループ企業の監査役及び当社の内部監査室等と連携し、企業集団における内部統制の状況を監視する。
 - (6) 財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上を図るために必要な内部管理の規程及び体制を継続的に整備し、運用する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役から要請があった場合には、監査役の職務を補助するために必要な人員を速やかに配置する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役を補助する使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、事前に監査役会の意見を徴しこれを尊重するものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対しその要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、以下の事項が発生した場合または発生を予見した場合には、監査役に当該事項を遅滞なく報告する。
- 1) 当社及びグループ企業に著しい信用失墜や損害を及ぼす事項
 - 2) 取締役及び使用人による不正行為、法令・定款違反行為

- (2) 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

- (2) 監査役会は、社長との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス違反を企業の存亡に係わる最大のリスクと認識しており、企業行動憲章において、市民社会の秩序や安全を脅かす勢力及び団体（反社会的勢力）とは一切関係を持たない旨を定めております。また、反社会的勢力との関係遮断の重要性は、社内教育を通じて役員へ周知徹底しております。

反社会勢力から不当な要求等を受けた場合には、弁護士や警察等と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社ウェブサイト(http://www.asahikogyosha.co.jp/cms/whats/20140515_150528V04Z.pdf)において、2014年5月15日掲載の「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新について」をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□適時開示体制の概要

当社は、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保することを目的とし、適時適切な開示を行えるよう社内体制の充実に努めております。

会社情報の開示につきましては、総務本部長を情報取扱責任者とし一元管理しており、取締役会等で決議・決定・報告された事項や各部門・各連結対象会社から報告を受けた事項について、金融商品取引法等の法令ならびに証券取引所の定める「適時開示規則」に従い、開示の必要性の有無、開示時期、方法を情報取扱責任者の指示に基づき、開示担当部門において検討し速やかに開示することとしております。

会社情報の管理につきましては、「当社株式の売買管理規定」を定め、役員・従業員等はインサイダー取引の未然防止のため、金融商品取引法その他の法令を理解し、この規定の遵守すべき事項を徹底することにより社内情報管理を行っております。

なお、情報開示の方法としては、証券取引所の提供する適時情報開示システム(TDnet)や金融庁の提供する金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)にて開示するとともに、当社ホームページにおいても開示情報を掲載しております。

□当社は、引き続き監査役設置会社としての現体制を維持していく方針であります。前述の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「内部統制システム等に関する事項」に記載のとおり、取締役会の改革、内部統制システムの整備により、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

